（記載上の注意）

特定信託会社、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供（送金情報等の伝達を含む。）並びに特定信託為替取引の形態を図示すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。

（別添３）

５．特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

（記載上の注意）

１．特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域の範囲を全て記載すること。

２．特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。